



01

【2026年度税制改正大綱】変更点の解説

—設備投資の即時償却

2026年度税制改正大綱の発表により、大胆な設備投資を後押しする新たな税制措置が盛り込まれました。その一つが「特定生産性向上設備等投資促進税制」の創設です。これは企業が生産性向上につながる大規模な設備投資を行う際に、税負担を大幅に軽減できる制度として注目されています。

02

【2026年度税制改正大綱】変更点の解説

—少額減価償却資産の拡充

中小企業等が少額の設備投資をした際に、当期の経費に一括計上できる「少額減価償却資産の特例」が、2026年度税制改正大綱において拡充・見直しされることになりました。物価高で機械や備品の価格が上昇している現状を踏まえ、より幅広い投資を即時償却の対象としつつ、本当に支援が必要な企業に絞り込む措置が講じられます。

03

損しないための確定申告の確認ポイント！

確定申告のシーズンがやってきました。確定申告は義務ですが、適切に行えば税金の払い過ぎを防ぎ、お得になるチャンスでもあります。今回は、確定申告で損をしないために確認しておきたいポイントをご紹介します。

【2026年度税制改正大綱】 変更点の解説

— 設備投資の即時償却

2026年度税制改正大綱の発表により、大胆な設備投資を後押しする新たな税制措置が盛り込まれました。その一つが「特定生産性向上設備等投資促進税制」の創設です。これは企業が生産性向上につながる大規模な設備投資を行う際に、税負担を大幅に軽減できる制度として注目されています。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

この新制度は、業種を問わず一定規模以上の設備投資を行った企業に対し、即時償却などの優遇措置を認めるものです。「特定生産性向上設備等投資促進税制」と呼ばれ、産業競争力強化法の改正を前提に導入されます。生産性向上に資する機械装置や工具、建物、ソフトウェア等への大型投資を促進する狙いがあり、建物を含む設備投資であっても対象となる点が特徴です。

中小企業なら5億円以上の投資で即時償却が可能に

適用を受けるためには投資規模など厳しい条件があります。具体的には、投資額が合計35億円以上（中小企業者等の場合は5億円以上）で、さらに投資計画の投資利益率が15%以上といった高い基準を満たす必要があります。これらの条件をクリアし経済産業大臣の確認を受けた設備投資については、その取得価額全額を取得年度に即時償却できる特別償却の適用を受けられます。中小企業であっても5億円超の思い切った設備投資を行い、生産性向上に資する計画であれば、初年度から減価償却費を一括計上できるメリットは大きいでしょう。

即時償却または税額控除の選択適用

この制度では、対象設備の取得価額について「即時償却」か「税額控除」のどちらか有利な方を選択できます。即時償却を選べば当該設備の取得年度に一気に減価償却費を計上でき、一方の税額控除を選ぶ場合は取得価額の7%（建物・建物附属設備・構築物の場合は4%）相当額を法人税額から控除可能です。ただし控除額は当期の法人税額の20%が上限で、控除しきれない部分は最長3年間繰り越して控除できます。企業は自社の利益状況や投資額に応じて、即時償却による課税所得の圧縮か、税額控除による直接的な税負担軽減かを選べる仕組みです。

特定生産性向上設備等投資促進税制により、中小企業でも思い切った設備投資を行えば初年度からの減税効果を楽しむ可能性が生まれました。2029年3月末までの時限措置として計画されており、対象となる投資を検討している企業にとっては大きな追い風となるでしょう。

【2026年度税制改正大綱】変更点の解説

— 少額減価償却資産の拡充

中小企業等が少額の設備投資をした際に、当期の経費に一括計上できる「少額減価償却資産の特例」が、2026年度税制改正大綱において拡充・見直しされることになりました。物価高で機械や備品の価格が上昇している現状を踏まえ、より幅広い投資を即時償却の対象としつつ、本当に支援が必要な企業に絞り込む措置が講じられます。

全額損金算入できる資産の上限額を40万円未満に引き上げ

これまで中小企業者等は取得価額が「30万円未満」の減価償却資産について、取得した事業年度の経費（損金）に全額算入できました。改正大綱では、この上限金額が「40万円未満」へと引き上げられます。例えば、従来は税込みで25万円のパソコンを購入した場合に即時償却できましたが、改正後はこれが33万円や38万円の機器購入までカバーされるイメージです。物価上昇で備品価格が高騰する中、より高価な少額資産についても初年度で費用化できるようにし、中小企業の設備投資を促す狙いがあります。

従業員400人超の企業は特例の対象外に

一方で、本特例を利用できる企業の範囲が見直されます。具体的には、「常時使用する従業員の数が400人を超える法人」は、この少額減価償却資産の特例の適用対象から除外されることになりました。従業員数が400人を超えるような比較的大規模な企業は本特例の対象外とすることで、支援の対象を中小企業等のみ絞り込む趣旨です。これにより、限られた税制優遇措置を本当に資金繰り支援が必要な企業に重点配分する狙いが読み取れます。

適用期限を3年間延長

少額減価償却資産の特例は期限付きの措置ですが、今回の改正でその適用期限が3年延長されることになりました。当初は2026年3月末までの予定でしたが、これが2029年3月末まで延長されます。したがって、今後3年間は引き上げられた新基準のもとで本特例を活用することができます。

今回の拡充によって、少額減価償却資産の即時償却がこれまで以上に使いやすくなります。30万円台の設備や備品も初年度に一括償却できるため、中小企業の投資負担軽減に寄与するでしょう。ただし、従業員規模が大きい企業は対象外となりましたので、自社が該当するかを事前に確認する必要があります。延長された適用期間内に、計画的にこの特例を活用して設備投資を進めることで、効果的な節税と事業拡大の両立を図りましょう。

損しないための確定申告の確認ポイント！

確定申告のシーズンがやってきました。確定申告は義務ですが、適切に行えば税金の払い過ぎを防ぎ、お得になるチャンスでもあります。今回は、確定申告で損をしないために確認しておきたいポイントをご紹介します。

経費や所得の漏れがないか確認

まず、収入や経費の計上漏れがないかしっかり確認しましょう。売上だけでなく必要経費も正確に申告し、領収書や請求書を見直して記入漏れがないようにしましょう。また、副業収入など別途申告が必要な所得がある場合も忘れずに申告することが大切です。申告漏れは後から追徴課税など余計な負担に繋がりますので要注意です。

控除や減税制度を最大限に活用

所得控除や税額控除は、利用しなければ損をすることがあります。例えば、医療費控除、生命保険料控除、寄附金控除（ふるさと納税）など、利用できる控除はもれなく申告しましょう。また、青色申告をされる方は青色申告特別控除（最大65万円）も確実に適用しましょう。控除を漏らさず適用すれば、本来払わなくてよい税金を減らすことができます。

今年の税制改正点をチェック

令和7年分の申告では、今年の税制改正点も押さえておきましょう。所得税の基礎控除額が48万円から58万円（所得に応じて最大95万円）に引き上げられました。また、配偶者控除や扶養控除の所得要件が緩和され、これまで控除を受けられなかった人も対象になる可能性があります。新設の特定親族特別控除など、今年ならではの改正点を踏まえて申告内容を確認しましょう。制度の変更を正しく反映すれば、払い過ぎた税金が戻ってくる可能性もあります。

申告期限と納税を忘れずに

確定申告は期限内に行わないと、余計な負担が発生します。申告期限は例年3月15日ですが、2026年は3月15日が日曜に当たるため、期限日は翌営業日の3月16日（月）です。それまでに申告と納税を完了させましょう。期限を過ぎると無申告加算税や延滞税などのペナルティが科され、余分な出費となってしまいます。正しく申告しても、期限を守らなければ結局損をしてしまうので注意しましょう。

確定申告で損をしないためには、事前の準備と正確な申告が重要です。収入や経費の確認から控除の適用、最新の税制への対応、そして期限の遵守まで、一つひとつ丁寧にチェックして進めましょう。